

従業員の育成  
のための

# 人材開発支援助成金について

## 【助成金の問い合わせ窓口】

熊本労働局職業対策課助成金センター

〒860-0047 熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階

TEL 096-312-0086

当助成金について、お気軽に熊本労働局助成金センターへお問合せください。  
当助成金のより詳細なパンフレットや申請書類等をご案内します。

厚生労働省のホームページでより詳細な情報を掲載しています。

人材開発支援助成金

検索

又は



# 人材開発支援助成金（令和7年度）

訓練コース	主な要件	訓練の例
<b>① 人材育成支援コース</b>		
<p>人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるための訓練を実施する場合</p> <p>認定実習併用職業訓練 有期実習型訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OFF-JT ※1 により実施される10時間以上の訓練（事業内訓練または事業外訓練）</li> <li>・訓練受講中、賃金を適正に払っていること。（時間外受講の場合は時間外手当や休日手当等）</li> <li>・対象経費の全額を申請事業主が負担すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に介護福祉士実務者研修を受講させる。</li> <li>・物流業者がフォークリフト運転技能講習を外部教育訓練機関において受講</li> <li>・運送会社が従業員に大型自動車免許を取得させる</li> </ul> <p>[建設業者が建設車両等の資格取得を従業員にさせる場合、より助成率が高い建設労働者技能実習コースが該当する場合があります。お尋ねください。]</p>
<b>② 人への投資促進コース</b>		
<p>定額制訓練 労働時間内に、職務に関連した専門的スキルを習得するために、業務上義務づけて実施する場合</p> <p>高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 自発的職業能力開発訓練 長期教育訓練休暇制度 教育訓練短期時間勤務等制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用したオンラインでの「定額受け放題訓練」の研修サービスを利用する訓練</li> </ul>	<p>社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキル習得のため、定額受け放題のeラーニングを受講</p>
<b>③ 事業展開等リスキリング支援コース</b>		
<p>新たな分野での事業展開等のため必要となる知識や技能を習得させるための訓練（新商品や新サービスの開発、製造、販売）を実施する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OFF-JTにより実施される訓練（訓練時間は10時間以上が必要）</li> <li>・訓練受講中、賃金を適正に払っていること。（時間外受講の場合は時間外手当や休日手当等）</li> <li>・対象経費の全額を申請事業主が負担すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業するために必要な訓練を受講</li> <li>・DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講</li> </ul>

※1 OFF-JT（OFF the Job Training）とは・・・企業の事業活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練

# 事業展開等リスクリング支援コース

**人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」**は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により**新たな分野に展開する**、または、**デジタル・グリーン**といった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成 または

② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

## ▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
- ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
  - ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
  - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

## ▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
- ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
  - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

## ▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
- ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

# 助成率（額）

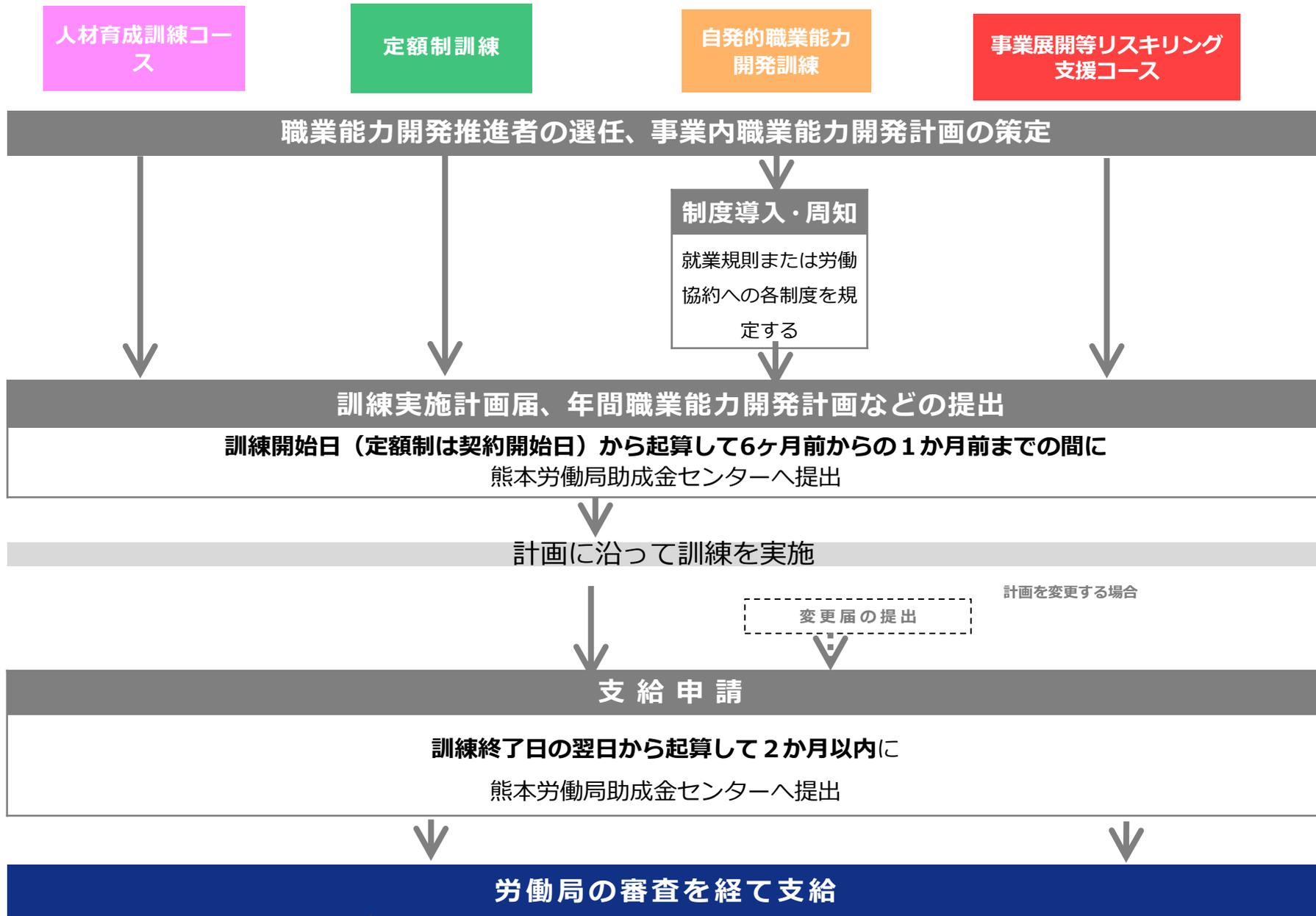
（ ）内は大企業の助成額・助成率

賃金助成は所定時間内に実施した場合に限ります。

経費助成はかかった費用に対する助成率です（上限あり）

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間 当たり)	経費助成率	対象となる経費例	対象とならない訓練例
<b>① 人材育成支援コース</b>				
人材育成訓練	800円 (400円)	45% (30%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師への謝金</li> <li>施設設備の借上代</li> <li>訓練に必要な教科書代</li> <li>外部訓練の受講料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接職務に関連しない訓練（普通自動車免許講習）</li> <li>社会人としての共通スキル（接遇マナー講習）</li> <li>法令で義務付けられている講習</li> </ul>
<b>② 人への投資促進コース</b>				
定額制訓練	—	60% (45%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金</li> <li>初期設定費用</li> <li>アカウント料</li> <li>データ容量追加料金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人としての共通スキル（接遇マナー講習）。ただし新入社員研修や管理者研修など適切な時期に行われるものは可</li> </ul>
自発的職業能力開発訓練	—	45%	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格試験の受験料は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独学による勉強のための書籍代は不可</li> </ul>
<b>③ 事業展開等リスクリング支援コース</b>				
事業展開等リスクリング支援コース	1000円 (500円)	75% (60%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師への謝金</li> <li>施設設備の借上代</li> <li>訓練に必要な教科書代</li> <li>外部訓練の受講料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接職務に関連しない訓練（普通自動車免許講習）</li> <li>社会人としての共通スキル（接遇マナー講習）</li> <li>法令で義務付けられている講習</li> </ul>

# 助成金支給までの流れ



## I-1 人材開発支援助成金とは

人材開発支援助成金とは、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

### 1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
<b>① 人材育成支援コース</b>		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
<b>② 教育訓練休暇等付与コース</b>		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
<b>③ 人への投資促進コース</b> 令和4年4月～		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練</li> <li>・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練</li> <li>・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練</li> <li>・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）</li> <li>・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成</li> </ul>	事業主	雇用保険被保険者
<b>④ 事業展開等リスキリング支援コース</b> 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 ( )内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1 70%※2	60% (45%) ※1 85%※2	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練※3	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		1,000円※5 (800円)	-※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスクリリング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者 に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

# 人への投資促進コース：定額制訓練

## 会社概要

中小企業（製造業）

従業員数：130名

事業内容：自動車部品製造

## 助成金を活用するに至った背景事情

今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

## 人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となり、結果的に企業内の生産性が低下していた。

## 人材開発支援助成金の活用

### 教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：営業職研修受け放題講座
- 訓練目標：新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練
- 受講料等：420,000円（1～50名まで1か月3.5万円×12月の料金）

### 助成金のコース

#### 人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外の額  
<OFF-JT>  
経費助成 60%(45%)

### 助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費

営業職研修受け放題講座：420,000円

支給額

<OFF-JT>

経費助成：252,000円

（受講料等×60%）

支給総額 252,000円

## 訓練の効果

- 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員にあった訓練を探す手間も省ける上に、複数の訓練を契約するよりも、安価な費用で抑えられた。
- 結果的に企業全体の生産性向上に繋がった。

## 今後の展開

訓練費用を安価な費用で抑えられたため、営業職以外の従業員向けの定額制訓練を実施することを検討し、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

<b>会社概要</b> 中小企業（卸売・小売・製造業） 従業員数：12名 事業内容：酒類卸売・小売・製造業	<b>助成金を活用するに至った背景事情</b> 製造部門において、今まで手書きで記録をしていたが、センサーによるデジタルデータとして取得し分析の効率化を図りたいと思っていたところ、研修の案内を大学から受け費用面でも助成金を活用できると知り活用した。
	<b>企業におけるデジタル・DXの取組内容</b> IOT技術を習得させ、製造部門の職員に製造でのデジタル活用化を図る。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：製造業のためのDXリスクリング講座
- 訓練時間：15時間
- 訓練内容：現場のデジタル化推進を目的とし、デジタル計測・自動記録等の導入のため、座学と実践を学ぶ。

助成金のコース

事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 製造業のためのDXリスクリング講座：90,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：1000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：67,500円

（受講料等（受験料を含む）×75%）

2 賃金助成：15,000円（15h×1000円）

支給総額 82,500円

訓練の効果

製造部門の職員に実務的なセンサーの作成や自動記録によるデータ収集などを受講して、今後の業務にデジタル計測を導入することができ作業の効率化を図ることができる。

今後の展開

食品の温度管理を休みの日も会社に行き確認していたが、今後は、携帯にエラー通知ができるようにし、職員の負担を軽減していきたい。

### 〔令和6年11月5日の主な改正内容〕

- ※ 従前から、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払がある場合は、支給対象外ですが、支給要領の改正により、申請事業主の訓練経費の負担に係る留意点として、以下の取扱いを明確化しました。

申請事業主の教育訓練機関に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等※1から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い（訓練経費の返金を含む。）を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担」したことにはならないため、本助成金の支給対象経費には該当しません。

特に、次のケースに該当する場合、支給対象経費に該当しないものとして取扱います。

- 教育訓練機関等から申請事業主への入金額※2と助成金支給額の合計が訓練経費と同額の場合
- 教育訓練機関等から、訓練に関係する広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューや訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取った場合
- 教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案を受け、提案の前後にかかわらず金銭を受け取った場合（営業協力費、協賛金など名目を問いません。）
- その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約に基づき金銭を受け取った場合

※1 教育訓練機関等には、申請事業主のために訓練等を提供する教育訓練機関だけでなく、当該教育訓練機関との関連がある者（資本等の関連のある者、代表者が同一人物である者、業務上の関係がある者、その他事業主等から教育訓練機関への訓練経費の支払いに関連して、事業主等に金銭等を提供する者）を含みます。また、法人や個人を問いません。

※2 金銭による利益提供以外に、クーポン券等の金銭的価値のあるもののほか、消費貸借契約に基づく貸付、他の支払いの相殺・免除、製品やサービスの提供その他の経済的な便宜等を受ける場合も含まれます。

### ！ 人材開発支援助成金の不適正な勧誘にご注意ください

- 人材開発支援助成金は、申請事業主が従業員に訓練を受講させ、**訓練経費を全て負担する**等支給要件を満たした場合に、訓練経費の一部等を助成する制度です。
- 昨今、**助成金を活用して従業員に訓練を実質無料で受けさせることができるなど**と謳い、**本来受けることができない助成金・訓練の提案・勧誘を行う訓練機関やコンサルティング会社などが存在しているという情報が寄せられています。**
- 返金を受けることなどにより、実際に申請事業主が全て訓練経費を負担していない場合は、支給要件を満たしませんので、助成金を受給することはできません。**場合によっては、不正受給を行った事業主として、事業主（企業）名や代表者名を公表します。また、悪質な場合は、捜査機関に刑事告訴を行います。**
- また、人材開発支援助成金は、企業の人材育成を支援するために、企業が支払った訓練経費の一部を助成するものです。このため、助成金を受給することにより、その企業が利益をあげることは制度の仕組み上不可能です。助成金を活用して利益をあげるなど謳った勧誘にはご注意ください。

# 計画的に人材育成を行う事業主を支援しています

製品やサービスの質を維持・向上させたい……  
生産効率を上げたい……

それには事業を支える従業員の方々に、能力をいかんなく発揮していただくことが不可欠です。

将来にわたって活躍できる人材を育てるために、**その職務に必要な能力とは何か、いつまでにどのレベルに達してほしいか**、などの計画的な人材育成を行うことが大切です。

職業能力開発計画を通して、自社の強みを伝え、従業員の成長を願う想いは、従業員の方々や、これから就職活動を行う方々にもきっと伝わるはずです。

## 活用事業主の声

- この助成金のおかげで毎年新卒を採用し、教育することができています。
- 社員教育にお金をかけることはとても難しい現状であるため、積極的に活用させていただいています。
- 職員の資質向上やモチベーションアップにつながる資格取得に対し、助成金を受けられるのはありがたい。
- 制度を活用し社員を教育することで、従業員の定着率向上につながった。

## 人材育成への取り組みは、企業経営の安定にもつながります

人材育成への積極的な取り組みは、従業員のキャリア形成や能力アップはもちろんのこと、従業員の職場定着促進、ひいては、安定的な企業運営にもつながっていきます。  
ぜひ、人材開発支援助成金を積極的にご活用ください！

一定期間について雇用する被保険者を解雇等の事業主都合により離職させた事業主以外であること、などの支給要件があります。詳しくはお問合せください。